



全ト協発第15号(環・総)
令和2年4月7日

(一社) 東京都トラック協会 会長 浅井 隆 殿
(一社) 神奈川県トラック協会 会長 吉田 修一 殿
(一社) 埼玉県トラック協会 会長 鳥居 伸雄 殿
(一社) 千葉県トラック協会 会長 角田 正一 殿
(一社) 大阪府トラック協会 会長 辻 卓史 殿
(一社) 兵庫県トラック協会 会長 福永 征秀 殿
(公社) 福岡県トラック協会 会長 眞鍋 博俊 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言発令への対応等について

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象区域に、5月6日までを目安として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されました。

また、緊急事態宣言発出に伴い、今般、国土交通省自動車局貨物課長から、別添のとおり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について（要請）」（以下「要請通知」という。）要請があり、全ト協では、法第54条に基づく緊急物資輸送に関し、「新型コロナウイルス感染症対策本部」（別紙参照）を設置し、法に基づく指定公共機関と連携を図りつつ対応を行うことといたしました。

つきましては、関係の都府県知事等からの法第54条に基づく緊急物資輸送要請に対する的確なご対応につきましてご配慮下さいますとともに、緊急事態宣言の状況下におきましても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要がある、輸送の引き受けにつきましてもこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、貴協会傘下の会員事業者への周知方をよろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

＜緊急物資輸送関係＞

交通・環境部

TEL：03-3354-1045

＜職員の被災状況等関係＞

総務部

TEL：03-3354-1026

全ト協発第15号(環・総)の2
令和2年4月7日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言発令への対応等について

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象区域に、5月6日までを目安として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、別添のとおり、関係の都府県トラック協会会長あて通知致しましたので了知方願います。

なお、緊急事態宣言の状況下におきましても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けにつきましてもこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、貴協会傘下の会員事業者への周知方をよろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

＜緊急物資輸送関係＞

交通・環境部

TEL：03-3354-1045

＜職員の被災状況等関係＞

総務部

TEL：03-3354-1026

事務連絡
令和2年4月7日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について

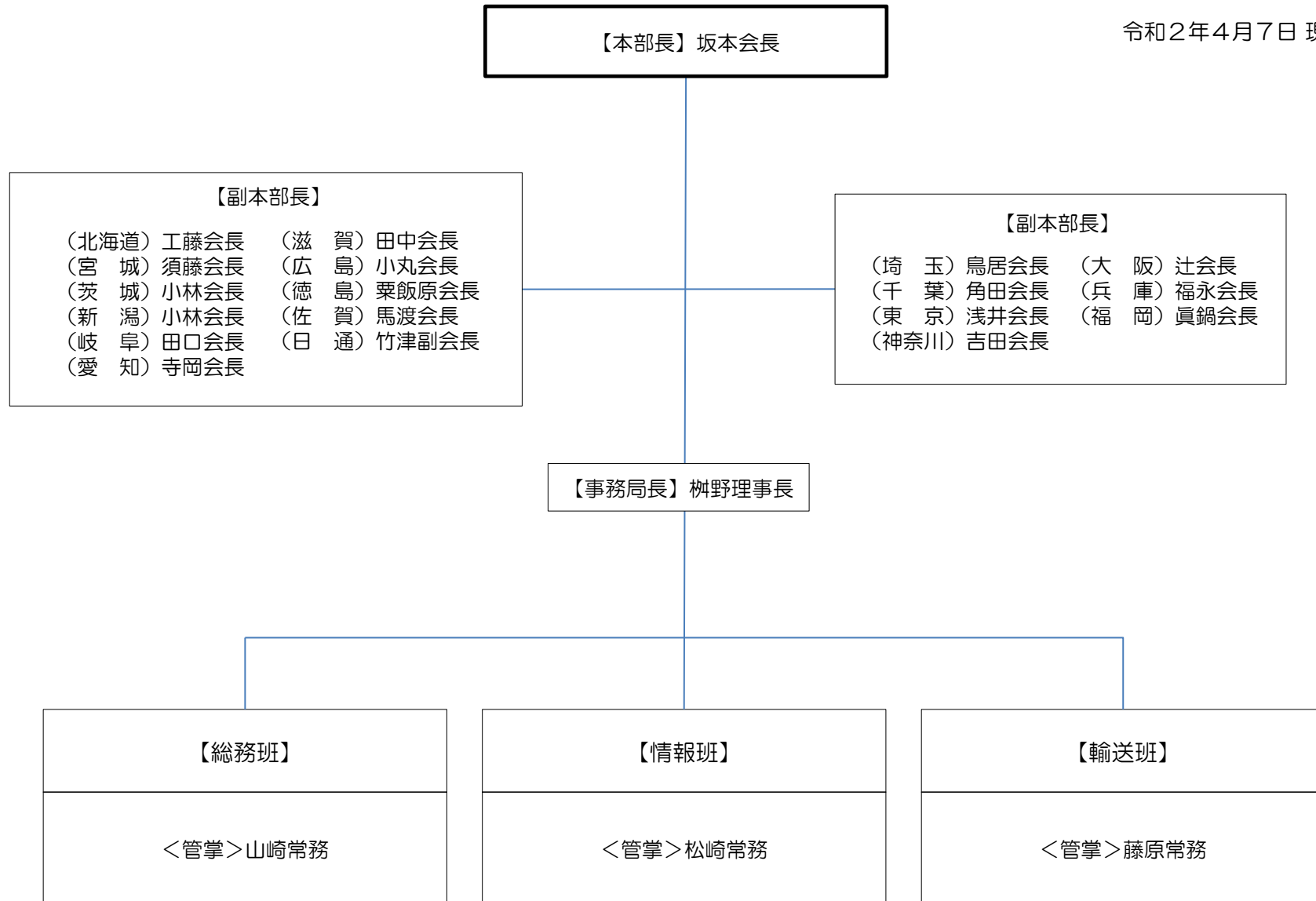
政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号、以下「法」という。）について、新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正が行われ、法第三十二条に基づく緊急事態が宣言された際には、法第五十四条に基づく緊急物資の運送について、関係省庁等からの要請に基づき運送事業者である指定公共機関に対し要請することとなります。

つきましては、法に基づく緊急物資の運送の要請が発生した場合には、災害対策基本法と同様のスキームにより、当面の間、法に基づく指定公共機関との輸送調整等に協力いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態宣言の状況下においても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けについてはこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、会員事業者への周知をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部 体制図

令和2年4月7日 現在



参 考

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」への対応について

令和2年4月7日現在

地ト協	対策本部設置状況	対策本部対応窓口	想定される対応内容	備考
東京都トラック協会	令和2年3月26日 「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」	東京都都市整備局都市基盤部調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の輸送 ・感染者待機場所への食糧等の輸送 	輸送依頼に際し、関係者に対する十分な感染予防措置を講じるよう申し入れ。
神奈川県トラック協会	令和2年2月26日 「神奈川県新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部」	【危機管理対策本部】 神奈川県くらし安全防災局総務危機管理室 【新型コロナウイルス】 神奈川県健康医療局総務室	特措法第54条に基づく緊急物資輸送	輸送依頼者に対し、感染区域以外での引き渡しの要請（運送者の感染区域内への入場自粛）
千葉県トラック協会	令和2年3月26日 「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」	千葉県健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室	医療品・医薬品の輸送	輸送に関し、感染予防の徹底を依頼
埼玉県トラック協会	令和2年2月20日 「新型コロナウイルス対策本部」	【対策本部】 埼玉県危機管理防災部危機管理課 【緊急物資の運送担当課】 埼玉県危機管理防災部災害対策課	災害時（地震、洪水等）と同様に埼玉県防災基地（県内5か所）から指定場所まで備蓄品の運送を想定しており、医薬品、医療機器等は、従来の業務を拡大することで対応し、当協会に依頼する想定はない。 （2020.04.03 災害対策課 ヒアリング時点）	埼玉県災害対策課に対し、運送の際には感染予防の対策（危険施設への内部への配送はできない。など）に配慮をしてほしい旨、口頭で要請。 （2020.04.03 実施）
大阪府トラック協会	令和2年1月24日 「大阪府新型コロナウイルス対策本部」 令和2年3月26日 「大阪府新型コロナウイルス対策本部」（特措法に基づく）	【対策本部】 大阪府健康医療部保険医療室医療対策課感染症グループ	【物資輸送対応状況】 実施済み：令和2年2月7日3両、13日10両、19日13両、3月5日4両、19日8両、23日8両、24日7両 実施予定：4月8日13両 【輸送品目】 医療資器材（防護服、医療用ガウン、ゴーグル、マスク、メディカルキャップ、グローブ等）	輸送に際し、ドライバーの安全を確保するため、感染者収容医療機関への輸送は原則実施せず。

<p>兵庫県トラック協会</p>	<p>令和2年1月28日 「兵庫県新型コロナウイルス感染症警戒本部」が設置されているが、国の「緊急事態宣言」を受けて、新たな本部設置予定（法的根拠が変更されるため）</p>	<p>兵庫県企画県民部 災害対策局災害対策課</p>		
<p>福岡県トラック協会</p>	<p>令和2年1月30日 「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」</p>	<p>【対策本部事務局】 保健医療介護総務課 ガン感染症対策課</p>	<p>災害時に準じた輸送を想定しているが、県本部では未だ運送依頼の議論になっていない。 なお、マスク、消毒液等の輸送は薬務課が卸業協会に依頼済み。 (2020.04.6 対策本部ヒアリング)</p>	<p>輸送依頼に際し、運賃支払いの協議と関係者に対する十分な感染予防措置を講じるよう申し入れ。</p>